

令和7年度 大阪狭山市公の施設の指定管理者 評価結果表

施 設 名	大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター（さつき荘）
指定管理者	社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会
指 定 期 間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
所管部署名	健康福祉部 福祉政策グループ
指定管理料	4, 1 1 2, 0 4 7円（令和7年度決算額）

1. 指定管理の概要

(1)指定管理施設の概要

所 在 地	大阪狭山市今熊一丁目 85 番地
事 業 内 容	障がい者やひとり親家庭などの会議・各種活動などに各部屋を貸し出すほか、各種相談事業（障がい者相談・ひとり親家庭相談・心配ごと相談）を実施する。
施 設 内 容	鉄骨造平屋建て、建築面積655.4㎡、相談室・会議室・調理室・和室・室内スポーツ室・サロン室等

(2)指定管理者の概要

団 体 名	社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会
所 在 地	大阪狭山市今熊一丁目 85 番地
主 な 事 業	1. 地域福祉の推進（地区福祉委員会の指導・育成等） 2. 在宅福祉の推進（ヒューマンケア事業・お出かけサポート事業等） 3. 福祉センター等の管理運営 4. 福祉資金の貸付（大阪府生活福祉資金等） 5. 各種相談事業（心配ごと相談、身体障がい者・知的障がい者相談等） 6. 自主財源活動（社協会員会費、募金活動、善意銀行の運営等） 7. 民生委員・児童委員協議会及び福祉団体との連絡調整 その他

2. 評価の結果

評 価 項 目	評価点	
	一次評価 （指定管理者 の自己評価）	二次評価 （市の評価）
1. 市民の平等利用、サービス向上、利用促進について		
（1）市民の平等利用、サービスの質の維持・向上について	3	3
（2）施設の利用促進について	3	3
2. 適正な管理運営について		
（1）管理運営の実施状況について	3	3
（2）安全対策、危機管理体制について	3	3
3. 管理経費の縮減等について		
（1）指定管理に係る費用について	3	3
（2）経費の縮減に向けた創意工夫について	3	3
4. 課題への対応について		
（1）提案内容や改善すべき点への対応について	3	3
合 計	21	21
【総合評価】	A	A

3. 「2」における評価の理由

指定管理者 の自己評価	優れていた点 ・ 昨年に引き続き、はばたきフェスタを開催するなど、コロナ禍前の様に事業や活動は実施し、部屋の消毒や個人で管理できる非接触検温器の設置などは引き続き行い、関係団体が安心して集える場所を提供した。 また、仮移転後のサービス継続のための意見を利用者から聞き、随時市関係部局と協議を行った。
	改善すべき点 ・ 令和8年度に実施される福祉センター仮移転にむけて、より一層利用者に寄り添い、スムーズな移行ができるよう取り組む。
	提案内容、前年度の改善すべき点への対応 ・ 障がい者サロンについて、コロナ禍以前の形で、さつき荘で実施できている。 ・ 心身障害者のみならず、母子寡婦福祉会の各種部会の活動場所として、これまで以上に施設利用をしてもらえるよう支援した結果、身体障害者福祉協議会のポッチャクラブの活動が活発になった。
市 の 評 価	優れていた点 ・ 日中活動事業所連絡会、相談支援専門員、ケアマネージャー等との連携により、利用者や関係団体が安心して集える場所を提供した。

改善すべき点

- ・生産活動の機会の提供等を利用者に行うために、適切な人員配置により、施設の管理運営を行う必要がある。
- ・令和 8 年度に実施される福祉センター仮移転により、利用者にとって大きな環境の変化になることから、より一層のきめ細かな支援に取り組んでいただきたい。

提案内容、前年度の改善すべき点への対応

- ・関係機関との連携を強めることにより新規利用者の獲得に至っている一方、施設の管理運営に従事する人員に欠員がある。利用者への適切な支援のためにも人員確保に向けて引き続き取り組んでいただきたい。